

令和4年第2回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

欠席議員

議 員	6番	田 島 清 美
-----	----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住 民 福 祉 部 長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
福祉子ども課長	花 村 定 行
建 設 課 長	後 藤 英 司
教 育 文 化 課 長	赤 塚 暢 子
学校給食センター所長	大 野 誠

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠
書 記	坂 口 朱 里

1. 議事日程（第2号）

令和4年6月14日（火曜日） 午前10時開議

追加日程 会議録署名議員の追加指名

日程第2 一般質問

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

本日の会議録署名議員である6番 田島清美議員が欠席されたことにより、この際、会議録署名議員の追加指名の件を日程に追加いたしますので、御了承願います。

追加日程 会議録署名議員の追加指名

○議長（川島功士君） それでは、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、議長において、7番 伏屋隆男議員を指名いたします。

以下の日程はそれぞれ繰り下げることとなりますので、そのように御承知おきください。

日程第2 一般質問

○議長（川島功士君） 一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回の質問事項は4つあります。ちょっと長くなるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

最初に、会計システムについての質問をさせていただきます。

この会計システムというのは、皆さん御存じのとおり、誤送金による公金が間違っ振り込まれたということで、テレビ等ですったもんだやっている事件であります。これについて、笠松町は大丈夫かということでの質問をさせていただくわけであります。

5月のゴールデンウイークを過ぎた頃から、テレビ、新聞等のマスコミ各社が毎日のように報道しておりました山口県阿武町のコロナ対策臨時給付金の誤送金に関し、笠松町の会計システムは大丈夫なのかと心配して今回質問することといたしました。

まず今回の誤送金が行われた背景は、マスコミ情報によりますと、4月1日に阿武町役場の出納課から住民税非課税世帯463件に各10万円を給付するため、銀行に該当世帯の情報を記録したフロッピーディスクを渡し、手続は完了しました。しかし、4月6日に再度振込依頼書を銀行に提出したことで誤振込し、給付金が1人の口座に全額振り込まれました。それを気づいた銀行が振込手続を終えてから役場に連絡し、そこで初めて誤送金であることが判明した事案

であります。

この件を検証してみますと、1つ、役場が銀行にフロッピーディスクで手続をして、再度振込依頼書を何のために提出したのか。2つ、役場の出納課は2人体制で、1人は新人職員であったということもどうだったのか。ただし、人口3,000人余りの小さな自治体で職員数も少ないことから、ふだんの業務から見てもやむを得ないことかもしれません。3つ目、銀行が振込依頼書により、2回目の、それも1人に全額振り込んでから役場に連絡したが、振り込む前に連絡できなかったのか。4つ目、4月8日誤送金が判明し、役場職員2人と当該者が銀行へ返還手続のために出向いたが、玄関先で当日の手続を拒否され物別れとなった。その時点で銀行と接触し、当該者の口座を凍結できなかったのか。5つ目、その後2週間、当該者と接触しても話し合いは進展せず、両者弁護士を立てて交渉したが、既に銀行口座から出金された後だった。そして、阿武町は民事訴訟手続を行った。阿武町の対応が遅過ぎたのではないかということでもあります。

テレビでは、当該者が逮捕され、誤送金した公金が90%ほど返還されたと報道されておりましたが、阿武町の体制や会計システムにも問題があったのではないかと。また、銀行も同額を振込依頼した段階で気づくべきではないかと思えます。

そして、驚くことにこの給付金に関し、2020年と2021年で、全国で8自治体でも同様のことがあったようです。そして、5月の終わりに新たに山梨県で1件判明し、9の自治体でそういった誤送金があったということが判明をいたしました。

こうしたことから、町長にお尋ねいたします。阿武町の事案は、全国の自治体に大きな警鐘を鳴らしましたが、こうしたことが起きないように気を引き締めて業務に当たらなければなりません。笠松町では、体制や会計システムの見直しをする必要はないのかどうかをお尋ねいたします。

2つ目の質問、土地活用によるまちづくりであります。これを質問する前に、今回の土地の場所が皆さんも御存じないと思いますので、航空写真による資料を提供したいと思います。議長の許可をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（川島功士君） ただいま伏屋隆男議員から資料の配付の申出がありましたので、許可いたします。

書記をして資料を配付させます。

〔資料配付〕

○7番（伏屋隆男君） 資料配付が終わるまで、しばらくお待ちください。

資料は行き渡りましたですか。

〔「はい」の声あり〕

まず、この地図を見てください。真ん中の青い部分が木曽川であります。その右上には環境

楽園、そして米野江川のグラウンドがあります。木曾川の南側、いわゆる対岸で黒い実線が引かれておりますが、これが笠松町の敷地であるわけであります。この場所についての質問をさせていただきます。

今年の3月議会で、三角駐車場や円城寺厩舎エリアの土地活用をして笠松町ににぎわいと活気あふれるまちづくりを提案しましたが、今回は各務原市川島町西の木曾川左岸の飛び地について質問いたします。

まず最初に、町長はこの場所が笠松町であることを知っておられましたか、お尋ねします。恐らく議員各位や職員も知っている方はほとんどなく、仮に知っていても、見たこともないのではないのでしょうか。現に私も、地図上では知ってはいても、行ったことも見たこともありません。同様に、町民の方々も知らないと思います。

そこで、町のほうでこの土地について調べていただいたところ、総面積は約8万平方メートルで、民有地が約3万平方メートルありました。中でも民有地の約1万3,000平方メートルは、民間業者によりソーラーパネルが設置してあり、固定資産税もいただいております。その他の民有地の固定資産税は、調整区域ということもあり、課税標準額が30万円未満ということもあって免除となっております。

また、民有地以外の土地に野球場があり、この地図でいきますと真ん中辺りですね、木曾川の少し南側に球場のようなグラウンドが見えると思いますが、そのことです。その民有地以外の土地に野球場があり、一宮市の少年硬式野球チームが占用しているようです。

笠松町は面積の狭い町で、こうした土地を活用してまちづくりを考えたいと思っておりましたが、先ほど述べましたように、面積全体の3分の1強が民有地で、そのうちの2分の1ほどが既にソーラーパネルを設置していることから、笠松町として有効活用できる土地はあまりないことが分かりました。

そこで町長にお尋ねします。今回の質問は、見たこともない土地で、全てが河川敷で、管理もしていなく荒れ地と考えておりました。そうした土地を、国土交通省の許可を得て民間企業に貸し出し、国が進めるカーボンニュートラルで自然エネルギーとなるソーラーパネルを設置してはと考えましたが、調べていただいたところ、不可能と思われます。しかし、木曾川の対岸に笠松町の土地があることを知るよい機会になったと思います。

ところで、笠松町の敷地内に一宮市の少年硬式野球チームの専用球場となっておりますが、当然ながら笠松町には何の話もなく占用されておりますので、町長はこの状態をどう思われるのか。私としては、笠松町にも硬式野球をやっている少年チームがあり、現状の施設では窮屈で思うような練習ができないと聞いておりますので、この球場を使用できるよう一宮市と交渉していただきたいと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、ソーラーパネルの設置は不可能かもしれませんが、大雨による増水でも水がつかない

場所かもしれませんので、民有地も含めて何か活用できることはないか検討してみてもはどうでしょうか。町長の考えを示してください。

3番目の質問であります。学校給食への公費投入について質問をいたします。物価高騰により、正常な給食提供に支障が出るのではないかと心配して質問させていただきます。

昨年秋頃から原油が高くなり、原油関連製品の価格が高騰し、年が明けてからは円安となり、2月24日にはロシアがウクライナに軍事侵攻して、全てのものが価格高騰しました。今年1月から5月までに約4,500品目が値上がりをして、6月から8月にかけて新たに3,800品目が値上げをする予定だそうです。そして、10月以降の秋には、既に値上げをした品目が再度値上げすることが想定されていると報道されております。

このような状況下で、学校給食の材料や調理のための油や調味料等を賄うことが大変厳しいと言わざるを得ません。過去には、葉物野菜が天候不順で価格が高騰し、献立に記されていない食材で代用したこともあります。今回は全体が値上がりしており、代用どころか、献立を変えなければならないと思われまいます。給食センターの皆さんには、大変な御苦労をされていることは十分理解しております。

そこで、材料費が高騰しているから給食費の値上げを検討すれば済むのではないかと考えられますが、先ほども述べましたように、既に8,300品目が値上げされ、秋には再値上げの商品もある予測から各家庭の消費負担も増大しており、給食費の値上げは今するべきではないと考えます。

そこで町長にお尋ねします。給食センターの栄養士が作成し、献立委員会で承認されたものを提供できるようにするためには、物価高騰が収まるまで給食費を主菜やおかずの経費として、デザートや牛乳等には公費投入して対応すべきと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、物価高騰の影響で、栄養士が献立を考えると、価格ばかりを気にして本来提供したいと思う献立が不可能や、先ほども述べましたように、材料の代用品で提供するとなると、それは食育の観点から正常ではないということになります。そういう事態というのは、教育の立場としてやむを得ないと判断するのでしょうか。教育長の考え方を示してください。

次に、今と同じ質問ですが、先ほども述べましたように、デザートや牛乳等に公費投入してはと尋ねしましたが、それ以上に事態が悪化したとき、正常な給食が提供できないときは公費投入の拡大を検討いただきたいと思いますので、町長の考え方を示してください。

4つ目の質問であります。

水泳授業の民間委託についてを質問させていただきます。

プールの老朽化による経費増大や授業効果を高めるため、民間企業へ委託してはどうかと考え今回の質問といたします。

文部科学省の学習指導要領では、小学校の授業として水泳を実施しなければならないと明記

されており、授業では、水に対する恐怖心をなくし溺れることなく泳げるようにすることとなっております。ただし、1年間の授業時間数は明記されておらず、笠松町の小学校では12こまの授業となっているようです。

昨年度、笠松小学校では、プールの維持管理軽減と児童の泳力向上、そして教員の負担軽減を図るため、試験的に民間企業へ委託することにしておりました。しかし、コロナの影響で民間企業の受入れ体制が整わないため中止しました。毎年、水泳授業を実施するのは約2か月間だけで、多額の経費が必要であり、今後老朽化も進み、機械器具の更新やプール本体の建て替えも必要となっていきます。そして、小学校の教員の指導には限界があるのではないかと以前から感じておりました。それは、教員になるため、大学で専門分野の勉強をして教員免許を取得し、岐阜県の教員採用試験に合格して各学校へ配属されております。しかしながら、全ての教員が水泳の指導ができるインストラクターの資格を持っておりませんし、以前は教員採用試験で水泳の実技試験もありましたが、今は実施されていないようです。

そこで教育長にお尋ねします。プールの維持管理や老朽化に伴う経費投入、そして教員の指導効果を総合的に勘案したとき、水泳授業を民間企業へ委託したほうが効果的と考えますが、教育長の考え方を示してください。

次に、水泳授業を民間企業へ委託するとなると、経費として年間のプール維持管理費より高額になるかもしれませんが、将来プールを建て替えることを思えば安く済むと考えますが、町長の考え方を示してください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 伏屋議員さんからの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思いません。

多岐にわたり4つの質問でございますので、1つずつお答えいたします。

まず会計システム、給付金の誤送金による会計システムの見直しの必要の是非についてでございますが、山口県阿武町の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の誤振込の原因は、報道によりますと、同町の町長は住民説明会において、担当者が必要のない事務処理を行ったことに起因したヒューマンエラーによるものと陳謝しております。同町の実務処理方法、職員体制などが不明のため比較はできませんが、笠松町では担当部署、会計課による審査など、複数の職員のチェックを経て支出を行っております。必要な事務処理が適切に行われていれば発生しない事案と考えているところであります。

しかしながら、当町においても発生し得るとの戒め、あるいは他山の石としチェックを厳重にし、今後も緊張感を持って事務処理を行っていく方針であります。

続きまして、各務原市川島町西の木曾川左岸の飛び地についてでございますが、この場所が笠松町であることを知っていたかどうかのお尋ねでございますが、下羽栗地域の木曾川を挟んだ飛び地につきましては議員と同じ認識でありまして、土地の利用形態や所有の状況等は知りませんでした。その上で、この敷地内にある野球場の件についてまず説明させていただきたいと思っております。

この件について、国土交通省木曾川第一出張所に確認しましたところ、旧川島町が昭和50年に国から占用許可を受け、平成16年に各務原市と合併するまでの期間、町民の野球場として使用していましたが、合併に伴い占用は廃止され、その後、野球場の形態を維持した状態で国有地の河川敷扱いとなり、一宮市の少年硬式野球チームがその野球場の使用に対し、国土交通省へ適切な手続及び維持管理を行う条件で使用しているとのこととあります。

現在、行政が占用許可を受けていない場所であるため、使用自体に制限がかかる場所ではありません。が、現団体が使用していることに対しまして、国土交通省は使用団体の把握のため適切な手続を求め、万が一トラブル等が発生した際は、使用中止の措置を取るとのこととありました。平成16年から現在まで、現使用団体が問題なく使用してきたことを踏まえすと、あくまでも当事者間の話し合いの下、国土交通省と再手続を行い、使用合意を得ることが適切であると考えます。また現在、笠松町内の団体から新たな野球場の設置要望をいただいている状況ではありません。このようなことから、行政が使用権に対し交渉を行うのは難しいと考えております。

また、当該野球場周辺につきましては、国土交通省に情報提供を求めましたところ、当該地周辺は木曾川の増水時に影響を受けやすく、過去から築堤要望を受けていたとのこととあり、現在築堤の計画を進めているとの情報をいただきました。その計画図によりますと、当該野球場は堤防の一部に含まれる位置となっており、今後も国土交通省と情報共有をするとともに、築堤計画の動向を見据えていきたいと考えております。

続きまして、学校給食への公費投入につきましてでございますが、質問の御趣旨としましては、物価高騰により正常な給食提供に支障が出るのではないかと御懸念でございます。具体的に2点の御質問をいただきましたので、まとめてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、コロナ禍において食材等の価格が高騰する中、当町の仕入価格においても75グラムのパン1個の価格が、令和4年度が58.28円と令和3年度の54.82円より約3円、115グラム入りのソフトスパゲッティの価格が、令和4年度が57.35円と令和3年度の55.03円より約2円、200ミリリットルの牛乳の価格につきましては、令和4年度が58.12円と令和3年度の56.73円より約1円の値上がりをしている状況でございます。食材費など、物価高騰中においても、学校給食においては児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るためにエネルギー、たんぱく質、カルシウム、鉄分、ビタミン、食物繊維等々につきましては、栄養摂取基準を満たすように献

立の工夫等を行い、学校給食費の範囲内で安全・安心な学校給食の提供に努めているところであります。

食材費の高騰が顕著になりつつある中、保護者負担を増やさないように考えていましたところ、タイミングよく、国から、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業の一つとして、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されました。内容につきましては、食材費が高騰する中、地方公共団体の判断により、高騰する食材費の増額分について、臨時交付金を活用して増額分を負担し、保護者負担を増やさないように支援する内容となっております。当町においても、議員から提案のありましたデザートも含めまして、臨時交付金を活用し、学校給食の質を落とさず、今までどおりの学校給食を提供していきたいと思っています。

なお、これまで以上に食材費などが高騰し、学校給食費への影響が見受けられた場合においても、臨時交付金等を活用し、保護者負担を増やすことがないようにして、学校給食の円滑な実施を図っていきたいと考えています。

また、給食を提供するに当たりましては、世界では飢饉や栄養不足で苦しんでいる人がいる状況を理解し、食事ができることに感謝の念を持ちつつ、給食が食べられないまま破棄させているという食料資源の浪費にも目を向ける必要があります。もったいないという精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組んでいきたいとも考えております。今後も児童・生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、引き続き学校給食の充実に努めていきたいと思っております。

続きまして、水泳授業の民間委託についてへのお答えをさせていただきたいと思います。

学校のプール施設の実態につきましては、3つの小学校ともに昭和52年以降に建設しており、約40年が経過しています。笠松中学校においては、平成9年度に建設しており、今年度で25年が経過し、小・中学校いずれもプールの老朽化が著しい状況であります。

経費につきましても、コロナ前の平成29年度から令和元年度までの3か年における維持管理費の平均額として、4校で約350万円支出していることに加え、不定期ではありますが、直近の令和2年度には、松枝小学校と下羽栗小学校のプールサイド及び給水配管等の修繕工事に約400万円支出しており、経費の増大となりました。このように、プール施設の老朽化による経費負担が増す一方で、近年は温暖化による熱中症対策として、水泳授業が十分に実施できないこともしばしば起きています。

議員も御存じのとおり、令和3年度に児童数の少ない笠松小学校の水泳授業を試験的に岐阜スイミングスクールへ委託する予算を計上しましたが、残念ながら、コロナ感染拡大防止により、水泳授業そのものが実施不可となりましたが、民間委託は、プロの講師から児童・生徒の泳力に応じた指導が受けられることや天候や気温に左右されない等のメリットが上げられ、自校で

の実施よりは確実に授業効果の向上が期待されます。

したがって、コロナが終息した際には、再度岐阜スイミングスクールなどの民間業者との調整を図ってまいりたいと考えています。また、仮に将来的にプールを建て替えるにしましても、羽島郡二町教育委員会や岐南町と歩調を合わせながら進めてまいりたいと考えております。

以上で、1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 初めに、学校給食への公費投入に関わり、食育の観点からという御質問でございました。その御質問にお答えをしたいというふうに思います。

今日の物価高騰に伴って、学校給食にも影響を及ぼしていることは、伏屋議員御指摘のとおりでございます。こうした状況ではございますが、おいしく栄養価の高い学校給食を維持するために、栄養教諭や調理員の方々が工夫を凝らしながら調理業務進めているところでございます。

学校給食の食材は、保護者や学校関係者で構成する物資選定委員会を開催し、品質や味、価格等を見ながら選定をしており、安全・安心な食材を大量にまとめて仕入れることによるコスト削減に努めるほか、地産地消、旬な食材の比率を高めながら物資購入と献立の調整を図っております。

学校給食の重要な観点として、児童・生徒の健康増進を図るための望ましい栄養量があり、文部科学省では学校給食摂取基準を定めております。食材の価格上昇への対応として、この基準を満たすことができる範囲において、食材の使用量を調整したり使用する食材を変えたりするなど、一部を変更するなどの工夫を行っております。このように、学校給食センターでは、1食当たりの費用を抑えつつ、栄養価も高くおなかも満たせて、しかもおいしい給食を提供し続けるよう努力をしております。

さて、現状の学校給食を議員御指摘の食育の観点から見たときに、栄養バランスというものも一つ大切な観点ではございます。ほかにも食育の観点といたしまして、食べ物を大事にする感謝の心であるとか、好き嫌いをしないで食べること、食事のマナーなどの社会性を身につけること、食事の重要性と心身の健康、安全や品質など食品を選択する能力、地域の産物や歴史など、食文化への理解などが食育の観点として上げられます。本来ならば、この献立にはAという食材を使うのですが、今回は代わりにBという食材を使ってみました。Bという食材にはこんな性質があり、味つけにはこんな工夫をしてみました、この給食は皆さんどうですかというような形で、苦労や工夫を児童・生徒へ伝えることも食育を推進する上で大切なことだと思っております。こうした指導も、現在の状況であるからこそ子供たちが実感を抱き、食べ物を大切に、好き嫌いをしないで食べるなどの指導につながるのではないかと、そんなことも

考えております。

そうした中で、本町は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、給食材料費を補助していただける考えを示していただいております。大変ありがたく思っております。現在も子供たちの声を聞きながら給食業務に取り組んでおる給食センターの皆さんではございますけれども、こうした事実を伝えて、児童・生徒に町への感謝の気持ちと残さず食べるよう努める姿勢につなげていくことは、食育を推進する上で大変重要なことだと考えております。そんな観点からも食育を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、水泳の民間委託に関わることについての御質問にお答えをします。

水泳の授業では、学習指導要領に必修の内容として位置づけられており、小学校の低学年では水遊び、中学年では浮く・泳ぐ運動、高学年では水泳として構成をされています。また、中学校では、クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライの種目を取り扱い、泳法を身につけ効率的に泳ぐことができることを目指しております。

水泳の授業は、これまで各学校のプールで行われてきましたが、プールの老朽化に伴う施設設備改修の必要性やプールの維持管理に関わる教職員の業務、あるいは水泳の実技指導の充実の観点から、水泳指導を民間の施設、人材を活用して実施する自治体も出てきております。水泳指導を学校のプールで行う場合と民間の施設、人材を活用して行う場合について、施設の維持管理、水泳指導の実施計画と準備、そして水泳の実技指導の3点から比較をしてみたいと思います。

学校のプールで水泳の授業を行う場合は、放課後や早朝から、まず教員が安全点検であるとか水質管理、塩素等の投入、バルブの開け閉め、ろ過器のごみ取り等、プールを維持管理する多くの作業を行っております。また、維持管理に係る諸経費も必要となってまいります。水泳の授業は年間で10時間から12時間ほど行われておりますが、実施は夏場に限定されます。ただし、単位時間の指導を継続的に行うことができ、更衣や移動の時間も少なく済みます。指導に当たっては、事故防止のために安全管理が求められることから、監視員も必要となります。担任に加え、空き時間の職員や管理職らが補助として付き添うなど、必ず複数の職員で指導に当たります。そうした環境下ですが、指導者も安全意識を最優先にしており、指導技術が十分行き届かないことも考えられるということです。

一方、民間の施設、人材を活用して行う場合は、学校としての施設設備の維持管理の必要はなく、それに係る諸経費も発生をしません。また、天候や気温に左右されることもないため、年間を通じた指導が可能になります。ただし、施設までの移動やそれに費やす時間を考慮した授業時間の確保、児童・生徒数による実施日の調整や実施方法等について検討する必要が出てまいります。また、施設利用料や受講料、バスの送迎等の交通費も必要となってまいります。指導に当たっては、専属のインストラクターによる専門性の高い指導や習熟度に応じた個別の

指導を受けることができ、子供たちは水に対する怖さを払拭し、より安心して授業に取り組むことができると考えられます。

それぞれこうしたメリット・デメリットがございますけれども、今後は町の関係部局と連携を図りながら、他市町の状況も鑑みながら、児童・生徒の泳力の向上であるとか、あるいは教員の働き方改革、水泳実施に伴う諸経費などの視点から前向きに検討を深めてまいりたいと思っております。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（川島功士君） 7 番 伏屋隆男議員。

○7 番（伏屋隆男君） 答弁ありがとうございました。

それでは、2 回目の質問をさせていただきますが、項目別に行きますのでよろしくお願ひします。

まず会計システムの件ですけれども、先ほど申しましたように、この臨時給付金で全国で 9 の自治体が誤振込をしておるということで、ややもすると気の緩みがあったんではないかなど。笠松町はこの件に関しては問題なかったということなんですけれども、やっぱりチェック機能が完全に習熟しないとかこういった誤振込ということが起こり得る可能性があるわけですね。

たまたま阿武町以外の 9 の自治体は全額返還されたようなんですけれども、阿武町はまだ 10% が返還されていないんですね。約 4,300 万円ぐらいが業者から返還されて、本人が返したわけじゃないんですよ、あれ。業者が返したわけですから。それが、裁判上でこれは町の金になったということで、それは繰入れをしたんですけれども、あと残った 10% は負の遺産になるわけですね。そういうことも考えていくと、やっぱりもともとそういう事件が起きなかったならば何の問題もないわけですからね。

笠松町としてその体制の、先ほど町長さんは、笠松町は万全にやっておりますと、複数の人数でチェックをしておりますということなんですけれども、万が一ということも考えて、常にやっぱり気を引き締めて実行していただきたいと思いますが、もう一度町長さんの考え方を示してください。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） どうしても、人間のやることですのでミスは避けられないというのは、これはあると思います。ただ、そのミスやリスクをできるだけ軽減するには、やはりダブルチェック、トリプルチェックということで、特にお金に関してのことは非常に多岐にわたって影響を与えますし、また今後のそういったいろんなことにもマイナス要因となりますので、そこら辺り、いま一度決して人ごとじゃないよと、我々もちょっとした判断ミスや、また気の緩みからこういった事故が起きるよということをいま一度職員にも徹底しまして、こういったことが起きないように、また別の形で起きることも想定しながら、常に緊張感を持って職務遂行に

当たってまいりたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功土君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 参考までに、実は大阪の摂津市が臨時給付金じゃなくて住民税の還付金をしたらしいんです、2018年に。165万円の予定が1,650万円、ゼロを間違えて振り込んでしまった。いまだにその金は返ってきていないということで、摂津市は今裁判を起こしておるかどうかわかりませんが、何かそんなことをやっているということですので、給付金以外にも笠松町として振り込んだり、それから余分にもらった金は返さないかんですので、そのお金のやり取りはありますので、そういったことを十分に気をつけていただきたいということを申しとおきます。

次に、土地活用での対岸の件ですが、先ほど町長の答弁でもありましたように、本当に私も地図上で知っておただけですので、それが無動寺と書いてあるんですね。住宅地図を見ると無動寺と書いてあると。ところが、調べてみたら円城寺だそうでした、何でこの件をやろうとしたのかというと、たしか4月だと思ったんですけども、新聞に笠松町無動寺の木曾川左岸に水死体が上がったという記事が載ったんです。無動寺のある方から、あれ新聞間違いやないかと、木曾川右岸やないかといったら、実は対岸に笠松の土地があるんやけどという説明はしたんです。無動寺の人がそういうことを言うということは、無動寺の人もあんまり知らんのかなあと思って。私どもトンボ池を堤防から見ると、対岸に鬱蒼とした森みたいな荒地みたいなのところがありますので、先ほど言いましたように、行ったこともないし見たこともない土地ですのでどんなふうになっているか分からなかったんです。それで、今回質問しようと思ったんですけども。

それで、先ほども申しましたように、民有地があって、民有地の半分近くはもうソーラーパネルが設置されているということなんですが、それ以外の土地の活用ということで、野球場の件も今お話をさせてもらったんですけども、河川敷の、国土交通省が管理しておるかもしれませんが、笠松町の敷地であるという厳然たる事実があるわけですよね。それを笠松町の了解もなく国土交通省が占用許可を出してしまうという、この事態が私もどういう法律でそうなのかわよく分からないんですけども、何か人の敷地を勝手に使われておるといような感覚なんですね。

それで、今町長さんの答弁で、国土交通省がそういった許可を出した以上は、笠松としてはもうなぶりようがないというようなお話なんですけれども、その辺も何でそうなのかわよく分からないので、ちょっともう一遍教えてもらいたいですけれどもね。

○議長（川島功土君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、今の御質問にお答えさせていただきます。

こちらのグラウンドにつきましては、先ほども町長が答弁のほうでさせていただきましたが、川島町の町民野球場としまして、これが昭和の時代に遡りますが、台帳を見ますと、笠松町の土地は笠松町の土地で台帳上には記入されておりまして、備考欄につきましては、川島町が占有しているという明記はされておりました。こちらにつきましても、国土交通省のほうで確認はしてきております。

その後、先ほどの答弁の中でも、平成16年に各務原のほうへ合併されたときに占有を廃止されて、その後、今継承をされておられるというような経緯になっておるのが現状でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） その経緯じゃなくて、笠松町の土地に何で国土交通省が占有許可を与えておるんかということが分からないんだね、それが知りたいんです。

本来ならば、我々の感覚からいうと、笠松町の敷地であれば、こういったところを一宮市なり川島町が借りたがっておるけれども、笠松町ええかねと一言相談があってもいいんじゃないかということをおもうんですよね。それがどうも話を聞いてみると、全くそういうことを、話を笠松町になくて、どうぞお使いくださいと。国土交通省で、使うときのための審査はすると、審査して適正であるならば貸出しをしますというんですけれども、笠松町の土地を国土交通省が勝手に貸し出すということ自体も私はよく分からないんですけれども、そういうことがいいのかどうかということが。

そのことを、どういう基準でそれが許可されているのか。笠松町に一言も声かけもなくて使われておることが果たしていいのかということなんですけれども、これは今質問しても多分答えられないと思いますので、もう一度、担当部長でいいですので、国土交通省へ行ってちょっと確認して行ってください。それでいいと思いますので。

それで、先ほど町長の答弁があったように、今笠松の中で硬式野球をやっておるチームからあそこを使いたいという要請もないということなんですけれども、それはそうですね、あそこにグラウンドがあることを知らへん。そんなグラウンドがあるならばあそこを使いたいということを、今回初めて私が質問することによって、この土地があつてグラウンドもあるよということが分かったわけですので、今後そのことについて要請があつた場合にはどう対応されるのですか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員の理屈としてはそうなんです、これって大きく見たらば領土問題と同じだと思うんです。

確かにうちの土地であつたけど、今までこれが経緯でずっとこういうふういろいろ要請し

ていたらいいんですけど、今回たまたまこの議会とか、初めて明らかになったと。実際にその一宮の少年野球のチームにしてみれば、今までずっと自分たちが管理して、ルールに基づいて使ってきたのに、いきなり笠松町がここ自分の土地だからちょっと俺んらにも使わせろよということになりますと、多分当該の野球チームがもしあったとしたら、ここでいろいろトラブルが起きるのは間違いないと。逆に自分のところの、例えば笠松町の土地であると思っていたところ、使っていたところが、例えば別の市町が、ここは実はうちの土地だからうちも使わせろと、のいてくれといった場合に、多分またそこでなると。

そういきますと、先ほどの答弁にありましたように、国交省はそういったことが起きた場合は許可を求めないということでありますので、実際にもしあればまたちょっと働きかけはしますが、無理強いということはいろんなところに影響がありますし、またそこまでして活用できる土地かというのも、また先ほども答弁させていただきましたが、築堤計画の一部に含まれているということで、議員も御承知のように、私どものサイクリングロードも大雨で削られて、その部分自体が土地自体からなくなってしまいます。もちろん河川敷ですので、今後そういったことがありますので、いろいろな今までの関係を壊してまでやる必要があるかどうか、ちょっと私、今の時点ではまだはっきりとしたお答えはできないということを御理解していただきたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） それで、先ほど部長に国土交通省へ行ってその確認をしていただくということをお願いしましたね。その結果、国土交通省として仲裁裁定みたいなことをやってくれるということであるならば、そういったチームにこういったところを使えるようなことができるけどどうやねということの話合いはできるのではないかとことを思いますので、いわゆる国交省のあそこを占有させている経緯をまず確認をしていただいて、それからの段階として考えていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

次に、学校給食の公費投入なんですけれども、今町長の答弁のように、コロナの臨時給付金で公費投入ができるということをおっしゃったんですけれども、政府のほうの情報によりますと、今回の国会の中で、物価高騰対策費として2兆3,000億円補正予算で組んだということを知っておるんですけれども、その中に学校給食の経費も含めておるみたいなことも、うわさで聞いたんですけれども、今の話ではコロナの対策費で賄うということですね。どうも秋口から、先ほど8月までに8,300品目が値上げしたということを行ったんですけれども、10月以降、また再値上げも含めると1万品目になると言われているんですね。円安も今どんどん進んで135円を超えましたね。そうすると、海外から入ってくるものがどんどん高くなる。これから先、日本の、要するに自分たちが日本国内でつくる製品も天候不順によって、またこれ生育が悪く

て収穫できない、価格高騰するという可能性もあるわけですね。その辺も含めて、政府の動きも見ながら、やっぱり公費負担というものは考えていかなきゃならないというふうに。

先ほど来申しましたように、物価高騰が全品目というんですか、いろんな品目で上がってきますので、家庭での負担増、これはかなり大きなものになる。一般家庭でいくと年間10万円ぐらいの負担増になるんじゃないかと言われているんですから、そうすると給食費の値上げだとかということは、当然今の段階ではできないと思いますので、公費負担ということになるかどうかと思うんですね。

そういったことも、今の状況を鑑みながら、まだ今6月ですので、これから先、秋、それから冬、そういったところを見ながら、政府の金だけを当てにするんじゃなくて、笠松町の自己財源としても将来的に考えざるを得ないというときも出てくるかもしれないんですけども、そうなったときの考え方をもう一度お願いしたいです。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 経済動向というのは全く予見ができないという、多分今議員がおっしゃられるようなことになるかもしれないし、もしかしたら好転するかもしれない、ちょっと分かりませんし、一つ言えるのは、どのような場合でも柔軟に対応していきたいというふうには思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そういうことで、よろしく申し上げます。

あと、水泳の民間委託なんですけれども、先ほど来、町長さんとか教育長から答弁いただいて、前向きに検討いただくということで理解をしました。

私もそのほうがいいかなということを思っていますので、プールも40年以上、もう50年近くになるところも出てきます。プールの建設を、岐阜市でいろいろ問題になったんですけれども、プールの建設をしても、先ほど来言っていますように、2か月ぐらいしか使わないプールをまた新たに建設しても非常に投資効果は低い。ましてや、学校授業ということを考えていくと、先生の体制からいってもそれはちょっと難しいと私思いますので、大いに民間委託に切り替えていくべきではないかなと思いますので、これを要望して終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

引き続き一般質問を行います。

2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） おはようございます。

まず最初に、今日は足元のお悪い中、傍聴の方がたくさんお越しになってみえますので、ちょっと気を引き締めて頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今年2月に始まったロシア連邦によるウクライナ侵攻は、開始から間もなく4か月となりますが、この力による一方的な侵略行為は、国際秩序の根幹や日本国民の生活を揺るがす行為があります。一日も早い侵攻の終結とウクライナ国民の生活、そして世界経済が平穩に戻りますよう心からお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

今回は、任期4年目となる町長の今年度の施政方針について、岐阜バス「笠松川島線」と笠松町公共施設巡回町民バスのバス停について、以上の2点につきまして質問させていただきたいと思ひます。

1つ目は、任期4年目となる町長の今年度の方針についてです。

古田町長が就任され、間もなく3年がたちます。その間、ごみ有料化、新型コロナウイルス集団ワクチン接種の早期案内と実施、デマンドタクシーによる買物難民の解消、町公共施設巡回町民バスバス停の空白地帯の解消など、数多くの課題に関し迅速に対応してくださいました。御町内の皆さんからも感謝されるお声をたくさんいただいております。この場を借りて感謝申し上げます。

来年には2期目へと突入されると思ひますが、いまだに終息しない新型コロナウイルス、それによる税収の減が見込まれることへの対応と笠松町の大切な伝統行事である春まつり、川まつりの花火、町民大運動会、リバーサイドカーニバルなど、町内の皆さんが楽しみにされているイベントの来年度以降の開催に向けてなど、任期の4年目が始まる町長のお考えをお聞かせください。

2つ目の質問は、岐阜バス「笠松川島線」と笠松町公共施設巡回町民バスのバス停についてです。

今年4月1日に笠松駅、松波総合病院とアクアトトぎふ、川島を結ぶ笠松川島線の運航が岐阜バスにて始まり、多くの皆さんの移動手段として利用され、笠松町の皆さんからも便利で助かるとの御意見をいただいております。

さて現在、円城寺の愛生病院前には、笠松町公共施設巡回町民バス「中野郵便局前」、岐阜バス「円城寺」、チョイソコ「愛生病院」とそれぞれバス停があるのですが、巡回町民バスでは堤防沿いにはバス停があるのですが、平地の中野郵便局前から名鉄笠松駅の間の2.5キロメートルにバス停がありません。また、岐阜バス「笠松川島線」も円城寺から名鉄笠松駅の間に

バス停はありません。円城寺のJ Rや名岐バイパス沿いの地区はバス停の空白地帯となっており、この問題が長年懸念されていましたが、そこに岐阜バス路線ができたことによってバス停問題が解消できるのではないかと思います。

今回、岐阜バスの路線ができたことにより、J Rの高架の西にあるドラッグストアの辺りにバス停を設置していただくと、愛生病院から900メートル、笠松駅から1.6キロメートルのところにバス停ができ、空白地帯の一つが解消されます。また、堤防より北側にバス停ができることで、現在堤防沿いにある町巡回町民バスのバス停は、堤防より南の地域に移動できるのではないかと思います。これで2つ目の空白地帯が解消できるのではないかと思います。

以上のことを踏まえ、岐阜バスのほうへバス停の新設を町から御提案していただけないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 2番 關谷樹弘議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんからの御質問にお答えします。

まず、税収の減が見込まれることへの対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、政府の外出自粛や移動制限の長きにわたる要請により企業活動が低迷し、個人消費も抑制されるなどによって、日本経済にも大きな影響を与えました。また、今後の新型コロナウイルス感染症の動向やウクライナ情勢など不透明感が強い中で、20年ぶりの大幅な円安傾向と原油価格の高騰が続いており、家計や企業に今後ますますの負担増が懸念されているところであります。

コロナ禍の税収の減にあっては、令和3年度当初予算で個人町民税の所得割10%の減、法人町民税の法人税割20%の減、固定資産税では新型コロナウイルス感染症に係る軽減を見込むなど、町税全体で、令和2年度当初予算と比べ5.77%の減を見込んでおりました。しかしながら、令和3年度の決算は、法人町民税の法人税割に若干の落ち込みはあったものの、町民税全体としては例年並みの税収額となる見込みとなりました。当初見込んでいた税の減収が縮小した要因として、政府の雇用調整助成金や持続化給付金などの経済対策の効果によるものではないかと考えております。

また、固定資産税では、事業用家屋と償却資産に係る固定資産税の軽減措置により減収があったものの、国から新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付され、軽減措置による減収分の補填がなされております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、感染症対策をはじめとした新型コロナウイルス関連事業を計画的に実施しており、新型コロナウイルス感染症による当町の財政への影響は少ないものと考えております。

なお、令和4年度当初予算の税収においては、コロナウイルス感染症の影響による減収はないものとして見込んで予算の積算をしておりますが、今後の急激な経済や社会の情勢変化に対応できるよう、引き続き税収増加や歳出削減に向けた取組を継続して実施してまいりの方針であります。

続きまして、各種行事開催への対応についてであります。

先日開催されましたイベント実行委員会において、今年の笠松川まつりの開催見送りを正式に決定されたところであり、イベント実行委員会主催による春まつりと川まつりは3年間、リバーサイドカーニバルは2年間開催しておらず、コロナ禍において、感染拡大防止と大規模イベント開催の両立はいまだ難しい状況にあります。加えて、5団体の代表により構成されるイベント実行委員会が企画運営し、全町挙げて一致団結しイベントを開催する方式も近年課題が多くなってきております。内容のマンネリ化による集客力の低下、行政からの多額な財政支援、天候リスク、木曾川の増水の頻度の増加や規模の拡大、イベント趣向の多様化など、コロナによりイベントスタイルが大きく変化し、運営スタイルも見直す必要が生じてまいりました。

そこで、今回のイベント実行委員会ではこれまでの運営方式を見直すものとし、各イベントにゆかりのある団体などにて運営委員会を組織し、そこで企画立案をし、当事者意識を持って運営を担うスタイルへの変更が了承され、今後のイベント運営はこのスタイルで進められます。まずは、リバーサイドカーニバルの3年ぶりの開催に向け、これまでのイベント内容を変更し、かさマルシェとの共催によりカップルやヤングファミリーをターゲット層に加えるとともに、会場内では特設ステージは設けず、演技披露は芝生広場エリアで発表、各種コーナーへの参画も依頼型から自発型への移行を検討され、テントなども原則持込み対応とし、主催者が全てお膳立てをするスタイルから脱却を図る計画がなされております。今後、早急に町企画課やプロモーション協会、商工会、笠松競馬場、木曾川・笠松エリア利用調整協議会などによる運営委員会が立ち上げられ、詳細な企画内容を検討されることとなります。

また、来年の春まつりや川まつりについても、それぞれ町内会及び大名行列お奴保存会、商工会の各事務局を主体に運営委員会が立ち上がり、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた内容で開催できるよう検討されることが決定されました。

続きまして、町民大運動会の対応についてであります。町民が一堂に会す町民大運動会は、令和3年度までに70回もの開催を続けている歴史ある行事であります。その主催は、町から体育協会（現スポーツ協会）へ、そして平成9年度からは町、町議会、町内会連合会、社会福祉協議会、商工会のほか、スポーツ協会やスポーツ推進委員会、子ども会育成協議会やいきいきクラブ連合会など、町の主要な13団体で構成する笠松町民運動会実行委員会が担っております。

まず今年度の開催につきましては、ウイズコロナの中、基本的な感染防止対策を講じつつ、テント内での3密回避、手洗い、手指消毒の徹底、昼食等飲食などの、どのような方法であれ

ば安全かつ楽しく町民大運動会が開催できるかを運動会実行委員会構成団体ごとに協議していただくところであります。今後、今月下旬に開催を予定しております町民運動会実行委員会で今年度の運動会開催の可否を判断する予定となっております。

なお、来年度以降の開催につきましても、その時期の新型コロナウイルス感染症が日常生活に及ぼす影響をうかがいつつ、国や県が示す対処方針に沿う対策を構成団体と協議し、町民大運動会の可否を判断したいと考えています。

また、現行の開催手法にとらわれず、町民運動会の広く町民がスポーツレクリエーションを通し町民相互の連帯感と体力向上を目指すという目的の達成が図られる新たな開催手法の提案があれば、実行委員会で協議したいと考えています。

続きまして、岐阜バス「笠松川島線」と笠松町公共施設巡回町民バスのバス停についてのお尋ねでございますが、今年の4月1日就航の笠松川島線は、各務原市から岐阜バスへの運行補助により運行が開始され、従来の岐阜川島線と同じ下羽栗の6つのバス停を利用していますが、新路線就航に当たり、岐阜バス側でも愛生病院前の円城寺バス停から笠松駅バス停の区間に新たな停留所の設置を検討されましたが、バスの停車時の車道の安全性や、利用者が安全に乗降できる待避所を備えた妥当な場所が確保できず、新設を断念した現在の路線で運行をスタートしました。

バス停の新設につきましては、地域住民の要望、バス運行事業者、道路管理者、交通管理者である警察など、関係者との協議が必要となります。今回岐阜バス側は、地元要望として、町が待避所を確保するのであればバス停の新設に対応するとのこととあります。実現させるには、町において、安全な乗降が可能となる県道沿いの場所を警察や県と協議して確定させ、待避所確保のための縁石や歩道の改修工事を町費にて実施し、バス停の維持管理を行っていく必要があります。まずは県や警察と協議した上で、バス停新設予定場所を確定させ、概算工事費を算出し、利用者見込みなどの費用対効果を分析するとともに、議員の皆様の御意見をいただきながらバス停新設の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、円城寺堤防沿いのバス停の移動についてありますが、円城寺地内の交通空白地帯への対応につきましては、昨年度より運行しておりますデマンドタクシー「チョイソコカラタン」によりその解消を図っており、具体的には、堤防北側に旧火葬場跡、学校給食センター、円城寺廐舎15棟西側に停留所を設置しており、南側には秋葉神社、円城寺墓地西に停留所を設置しています。これら5か所の停留所は、巡回町民バスのバス停から一定距離があり、全て資源ごみなどのステーションとなっており、生活に身近な場所を停留所とすることで利用しやすい環境を整えています。

また、チョイソコカラタンの運行により、地域の方はいつでも公共交通が利用でき、急な移動の要望にも対応可能な状況ではありますが、日常的な利用をされる方は今のところ少ない状況

となっております。今後、運営会社のトヨタオートモビルクリエイトとともに、さらなる周知広報に努め、利便性の認識、登録者や利用機会の増加に取り組んでまいります。

また、下田地区につきましては、岐南町が名鉄笠松駅をバス停とする新たなコミュニティーバスの運行を計画しており、間接的に補完できることも期待しています。

なお、堤防南側のバス運行につきましては、現在の堤防道路を通るルートであれば堤防南北両方の地域にお住まいの方に御利用していただくことができますが、南側ルートにすると利用しづらくなる方が増える懸念があり、また安全な運行ルートの確保が難しく、運行距離や時間も長くなり、現在の1時間1運行ヘッドダイヤの維持が難しく、利便性を損なうおそれもありますので、巡回町民バスのルート変更は現時点では考えておりません。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） 質問に対しまして、町民の皆さんに寄り添う答弁をいただきましてありがとうございました。

最初の税収の減が見込まれるとの質問で、笠松町サイドのやりくりについて御答弁をいただきましたが、これが私としては、新型コロナウイルス感染拡大により事業に影響のあった方たちが納税するのが大変ここ数年困難になっているかと思っておりますので、おとしには国から新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による貸付けなどによって借入れができて急場をしのがれたわけですけど、税金はそこから納めている方もいらっしゃるということです。

例えて固定資産税でいいますと、これは町のほうで税率を決められるともお聞きしていますので、一度町民の600とか800とか言われる事業者の皆さんから生の声をお聞きいただいて、その点をちょっと御対応いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業者支援としましては、商工会などを通して幅広く御意見をお聞きしているところであり、町としても、これまでも支援策を実施してまいりました。

また、国・県での新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策がありますので、まずは事業者等から御相談、問合せがあった際は、役場や商工会でも御案内しております。こういった支援策というか、そういったものは本当にもうケース・バイ・ケースですので、それぞれの皆さんに合ったものを、補助メニュー等を示す支援策等をお示ししたいと考えているところであります。

また、こういった地方創生臨時交付金を活用する事業者支援として、關谷議員さんが事業者からお聞きになっているもし要望があるとしたならば、議会でまとめていただいて、議会としての要望あるいは御提案としてお示しいただければありがたいと考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

そうしましたら、事業者の方からいただいている御意見とか、本当に今現在どのように困っているかをちょっとお聞きして、議会のほうで議員の皆さんとまとめてまたお伝えしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、イベントのほうなんですけど、先ほどの、例えば笠松の町民大運動会についてなんですけど、これまで私も、町民運動会といえは1,200メートルリレーとか、もう本当にこのために笠松に住んでいるみたいな顔をして一生懸命運動会に参加していたんですけど、笠松中学校運動場での運動会で、町民の皆さんがそこに一堂に会しての実施でしたけど、これを、例えば小学校区別にそれぞれの小学校運動場にてコンパクトな運動会にされてはいかがでしょうか。

また、イベント開催は、最近はかさまつm i n a T R Yとかかさマルシェとか大変好評で、みなと公園がメインとなっているケースが見受けられるのですが、笠松町というのはこの笠松地区だけではなく松枝地区、下羽栗地区とありますので、イベント規模や開催時期に合わせて松枝や下羽栗でも開催されるというのはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども答弁しましたように、町民運動会、またそういった各種イベントも役場が決めるのではなく、実行委員会のほうで決めていただくことになる仕組みであります。

町民運動会につきましては、現行の開催手法、今のやり方にとらわれず、感染対策も講じつつ、先ほど申しあげました町民運動会の目的が達成される新たな開催手法については、実行委員会で協議したいと思っております。当然のことながら、町議会もその実行委員会の構成団体の一つであり、川島議長さんが議会の代表として出席されておりますので、議員の提案につきましては、まず議会の皆さんで合意形成をしっかりと図っていただいて、その上で議会の代表である議長さんを通じて実行委員会に提案し、皆さんで検討していただくのが一番最も正しいやり方ではないかと私は思っております。

また、今お話がありました各校区もイベントの会場にしたらどうかという御意見、これも一つ参考にはさせていただきますが、これもまた、先ほど申しあげましたように、実行委員会のほうで決めていただくことでありますし、まずはプロモーション協会や木曾川・笠松エリア利用調整協議会、それぞれ今検討されています。その中で、ただそこでもってきても集客性とか、あるいは費用対効果等のそういった課題も出てくると思います。その辺りはしっかりと確認しながら考えていくものだと思っております。

[2 番議員挙手]

○議長（川島功士君） 2 番 關谷樹弘議員。

○2 番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

町民運動会のほうも長年ちょっと参加していきまして、種目によって笠松地区、松枝、下羽栗とある地区のそれぞれの特徴で参加できる種目というのが大分色分けされていきまして、例えば 1,200メートルリレーですと、笠松地区ではあんまり出られる町内会がなく、1,200とか綱引きといえども松枝地区、下羽栗地区が強いというのが最後のほうでして、私たち笠松地区は近代3種とかああい種目に限られていましたので、小学校区別にされることで地域の特性に合った種目とかできるかと思っておりますので、また実行委員会の方にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、イベントの中の川まつりについてなんですけど、川まつりは、例えば万燈流しや花火がメインとなりまして、また春のお祭りですと町内会ごとのおみこし、何よりも笠松町には大名行列とお奴があります。こちらは笠松町に陣屋があったことなどに由来し続けられてきた伝統行事だと思ひますが、ここ数年開催されないことにより、参加する人や伝承する人の技術や意思が途切れ、かつて本町通りをにぎわせていました山車による日本舞踊のようになくなってしまふ危機に瀕しているのではないのでしょうか。山車ですね、山車が今ちょっとないんですけど、されていないということ。

新型コロナウイルスは、そういうふうで決して侮れないのですが、御答弁いただきましたように、運営委員会が立ち上がり、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた内容で開催できるよう検討されることが決定されたということですので、感染拡大したからといって中止になるのではなく、これまで続けてきた人々の思いや、まさに今伝承の岐路に立たされている方たちの思いを酌み取っていただき、来年度から再開に向けて前向きに考えていただきますよう、これは町長にお願ひしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川島功士君） 4 番 尾関俊治議員。

○4 番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従ひ質問をさせていただきます。

今回は、町民の健康づくりの質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生から、早くも3年が経過しました。新型コロナにより私たちの生活は一変しましたが、今年のゴールデンウィークは3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークとなり、社会経済活動再開の兆しを感じられるようになってきました。心配されていたゴールデンウィーク後の新規感染者数も高止まりしているものの、再び行動制限がされるほどの感染の広がりはなく、今後も社会経済活動が徐々に拡大されていくものと思ひます。

そのような明るい兆しが見える一方で、私が今一番心配しているのは、町民の皆さんの健康についてであります。長引くコロナ禍での生活において、様々な活動が制限、自粛されたこと

により、外出の機会が減り、体力の低下が心配されています。特に高齢者の体力低下が心配される場所ですが、若い世代においても、リモートワーク、リモート授業の導入や学校の部活動の自粛などにより、全ての世代において影響があるものと思います。今後、アフターコロナの時代においては、町民の健康ということが課題となってくるのではないのでしょうか。

話は変わりますが、笠松町は以前から医療費が高く、国民健康保険税が高いといった声を聞くことがあります。このコロナ禍の影響がこの先、生活習慣病患者や要介護認定者の増加という形で現れ、ひいては医療費等の増加につながるのではないかと危惧しています。この点においても、健康づくりは重要と思われれます。人生100年時代と言われていますが、人が幸せに生活できる一番の源は健康であると思います。これまでも様々な形で町民の健康づくりに取り組んでいただいているとは思いますが、このコロナ禍の今だからこそ、体力を低下させないために運動を行うなど、健康づくりの推進に積極的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

そこで町長にお尋ねします。1つ目ですが、今現在、笠松町が行っている健康づくりの事業やイベントについてお聞かせください。2つ目ですが、町として、町民の健康についてどのように考えているのかをお聞かせください。3つ目ですが、今後の町民の健康づくりについての具体的な考えはあるのかをお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 4番 尾関俊治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 尾関議員さんの御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の御質問の今現在の町の健康づくりに関する事業であります。各種がん検診や40、45、50、55歳の節目の方を対象としたはつらつ健診、国民健康保険加入者を対象とした特定健診などの各種健診をはじめとした疾病予防の取組を実施しております。

また、町民大運動会をはじめ、町スポーツ協会が主催する各種町民大会、いきいきクラブ連合会が主催する伴健康づくり歩け歩け運動、社会福祉協議会が実施しているふれあい・いきいきサロンなど、健康づくりや地域のコミュニティーづくりを目的として、各種団体と連携し実施してきたところであります。さらに、高齢者の方を対象とした介護予防事業として、体を動かす貯筋くらぶ、認知症を予防するふれあいひろば等を実施しております。

しかし、新型コロナウイルスが蔓延したここ2年間は、健診事業は感染防止対策を徹底した上で実施いたしましたが、人が集まる行事はほとんど中止・延期や縮小となってしまったことは御承知のとおりであります。

2つ目の御質問、町民の健康につきましては、新型コロナによる影響を私も大変危惧しており、何らかの対策が必要であると感じております。私たちが経験したことのない規模で拡大した新型コロナウイルスへの対応につきましては、ワクチン接種をはじめとする感染拡大防止対

策を第一に、生活支援や事業者支援といった経済対策を中心に実施してまいりました。その一方で、感染防止対策によって外出機会が減り、とりわけ高齢者においては、体力の低下や人と触れ合う機会の減少による精神的な不安、さらには認知症への不安が増加していることも懸念しており、また若い世代においても同様の懸念があり、特に精神的な影響が大きいのではないかと感じております。もとより、町民の健康づくりは重要な行政課題であります。コロナ禍にあっては、その重要性は増加してきていると認識しております。

町民一人一人が健康になるためには、心と体の健康に関心を持ち、御自分の生活の中で無理のない運動をすることや食事に気をつける、自分に合ったストレス解消法を実践するといったことに取り組んでいただき、それを継続することが最も重要であり、そのきっかけとなるよう町民の皆さんの健康への意識を高める取組が必要と考えています。

3つ目の町民の健康づくりについての具体策であります。先ほど町民の皆さんの健康への意識を高める取組が重要と申し上げましたが、まずは各種イベントによる運動の機会を提供し、運動に取り組むきっかけづくりを行いたいと思います。町が主催するイベント以外にも、各種団体が実施している既存の各種事業やイベントに健康づくりの視点や手軽にできるスポーツなどを盛り込んでいただけないか考えています。

また、これまではあまり体を動かす習慣がなかった方が日常生活の中で気軽に取り組めるもの、例えばウォーキングなどに取り組んでいただけるような方策も検討し、町民全体が参加し取り組めるものと考えていきたいと考えているところであります。そのためには、今後各種団体と連携しながら検討していく方針であります。その上で、次にそういった機会だけではなく自発的、継続的な行動を促し、単発ではなく、習慣として定着することも必要だと思っております。例えば清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業と連携した取組や、スマートフォンアプリを活用した取組を推進していきたいと思っております。

また、個人レベルではなく、町全体で健康づくりを目指す機運の醸成を図ることも重要です。そのため、健康づくりや運動についての講演会の開催をはじめ、心の健康や食育の推進などを総合的かつ継続的に、関係団体や健康づくりに関連する民間企業などとも連携して推進していきたいと思っております。

議員から、医療費等の御意見もいただきましたように、高齢化の進捗による社会保障費の増加が町財政に与える影響は、皆さんも御承知のとおりだと思います。日常生活に溶け込む気軽な健康づくりが継続性をもたらす、結果として、生活習慣病の罹患率の低下や要介護認定者の減少につながるのではないかと期待しているところであります。以上であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） 前向きな答弁ありがとうございます。

町長も町民の健康を心配されていることが分かって、非常に安心いたしました。私も、健康づくりは町民の皆さん一人一人に健康の大切さを感じていただくことが肝腎になると思っております。

そこで1つ提案なのですが、町として、健康づくりに積極的に取り組む姿勢を町民の皆さんに分かりやすくPRするために、健康なまちづくりを推進するという趣旨の宣言をされてはどうでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

健康というのは、人間の幸せの中の源の大きな一つでありますし、私自身も毎朝ウォーキングをしたり、特に年齢が上がるにつれてやっぱり健康管理というのは議員の皆さん方も含め、こういう仕事に就かれている方、仕事の一つのような気がします。

その上で、やはり健康づくりというのは、町にとっても極めて重大で大きなテーマであると、常日頃、職員も含めて考えているところであります。

先ほど、今議員のほうから提案がありました笠松町が健康づくりに積極的に取り組む姿勢をPRすることは、町民の皆さんの意識に働きかける有効な手段であるとともに、笠松町のこういったPR、そういったものにもつながっていくと思っておりますので、5年後、10年後を見据えた健康な町を目指した宣言、これまた具体的にどういうものになるかはこれから議会の皆さんとも含めて検討していきたいと思っておりますが、前向きに考えて検討していきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

ぜひとも実施の方向で進めていただけるようお願いいたします。

町民の健康づくりというのは一過性のもではなくて、いわゆる長い目で見ていく必要があると私も思っております。例えば笠松みなと公園サイクリングロードというのは、体を動かすことに適した場所であります。この場所を活用することによって、笠松町のPRを併せて実施することができると思います。そして、体を動かすことが習慣になって、その効果として、健康的な生活をするのができることを目的に、きっかけづくりから習慣として定着に向けた取組を実施して、また効果的な取組をするため、医療との連携や健康づくりに不可欠な食を含めた取組を実施すること、そして食と正しい歯磨きをしっかりとすることで健康を保つことが重要と私は考えております。

その点も要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川島功士君） この際、1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

引き続き一般質問を行います。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ウクライナへのロシアの侵略は終息の兆しは見え、国外避難者は680万人を超えました。多くの女性や子供、お年寄りの避難の姿や爆撃による壊れた建物や瓦礫などの惨状を映し出されるテレビを見ますと、戦争はやってはならないと強く思います。軍事対軍事、力対力ではなく、平和な世界を目指して、核兵器もなく、軍備を減らした国づくりが世界中で始まるといいと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

1つ目は、物価の高騰による町民の暮らしについてですが、まず町長さんや教育長さんは、どのような対策が必要と考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

まず、国民全てに平等に暮らしへの助成は、消費税の5%への引下げではないでしょうか。国への引下げの要望を声にすることではないでしょうかお尋ねします。そして、子育て世帯や生活困窮者への支援、年金で暮らす高齢者の年金引下げ制度を停止するとともに、75歳以上の窓口医療費2割の引上げもストップできないかと考えますが、お考えをお尋ねします。また、諸物価の高騰による食材等で、給食費にも影響してまいります、小・中学生の給食費については、どのように進められようとしているのかお尋ねします。

次に、防災体制についてですが、いよいよ梅雨の季節に入り、長雨や台風などに対する備えが必要な季節になりました。また、コロナについても終息に向かう見通しも立たない状況だと考えます。避難所での密を避けての避難では、各小学校、中学校の体育館それぞれに何世帯くらいの収容が見込まれるでしょうか。そのほかに、福祉会館や中央公民館等についても教えてください。

当町には、宿泊施設やホテルもありませんので、町民同士の助け合いや親戚、友人や近所の付き合いを大切にしたりした日頃の暮らし方も大切になるかと思いますが、住民がどのように考えているかの把握も大切だと思いますが、どのような体制になっているのでしょうか、お尋ねします。そして、避難計画には、女性の視点が大切だと言われておりますし、避難生活においてはなおさらだと聞きますが、当町では、女性の参加はどのような状況だったのでしょうか、またこれから

はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

3つ目に、岐阜県自転車条例、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について、この条例は、2022年4月1日、今年の4月1日から施行されています。町民の皆様には、5月末か6月の初めの回覧板にチラシで知らされてあったと思います。そして、このチラシには、自転車の点検、整備等の見出しで、乗る前に必要な点検、整備を行いましょ。両側面に反射機材を備えましょ。備えて安心、自転車保険の加入義務化、身を守るヘルメットの着用努力義務、条例の施行について小・中、高校生や町民へどのように対応されるのか、町長さん、教育長さんにお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの質問にお答えいたします。

まず、物価高騰に対する対策としての消費税引下げ等の要望を考えているかということにつきましてですが、消費税につきましては、我が国の安定した主要税財源の一つであり、コロナ禍における持続化給付金や定額給付金が行ってきたのも、消費税税収が一定ベースで確保できたからではないかと考えています。よしんば一時的に5%に引き下げたとしても、それに伴う税収減の影響は将来への負担となり、高齢化社会に向けて、現在よりもさらに増え続けると予測されている社会保障費の財源確保にも悪影響を与えかねず、ひいては福祉の充実にも逆行するおそれがあります。

また、年金引下げ制度停止や75歳以上の窓口医療費の引上げ停止につきましては、世代間の公平負担という点にもそぐわないとも言え、結果的に現役世代や次世代を担う子供たちへツケを回すことにならないか強い懸念を抱いています。よって、昨今の経済情勢や社会情勢を踏まえたと、直接国にそのような要望を伝えるという段階ではないというふうに考えております。ただし、地方公共団体の議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会に意見書として要望など、直接届けることができるとされており、町議会で検討、協議していただければよろしいかと考えています。

続きまして、子育て世帯や生活困窮者への支援についてであります。

子育て世帯に対する金銭的な支援に関しては、近年では、令和2年度、令和3年度にかけ、子育て世帯への特別給付金という形で、世帯の収入や家族構成により金額は様々ですが、国の制度により給付してきたところです。特に記憶に新しいのは、令和3年度の子育て世帯臨時給付金で、児童手当受給者などに児童1人当たり10万円を給付し生活の支援をしてまいりました。一方で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金も、国の制度により令和3年度に創設され、令和3年度非課税世帯や直近で収入が減収し、非課税相当にされる世帯に1世帯当たり10

万円の給付を実施しております。

今回、子育て世帯や生活困窮者への支援の御質問をいただいたところですが、今回の補正予算に低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金として、原則18歳以上の児童を持つ令和4年度住民税非課税世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付に対する費用を計上させていただきました。同様に、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金制度も、令和3年度は課税世帯などで対象外であった世帯や家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付費用を計上したところであります。このように、コロナによる影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面しやすい低所得の世帯に対し、それぞれの給付金を支給することにより、生活の支援を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、小・中学校の給食費についてであります。さきの伏屋議員の一般質問でお答えしましたように、小・中学校の給食費につきましては、今後食材費などの高騰により、学校給食への影響が見受けられた場合においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担を増すことがないようにして、学校給食の円滑な実施を図っていきたいと考えております。

続きまして、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例についてであります。

令和4年4月1日より、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、6か月の周知期間後となります10月1日から、基本的施策となる県や学校などによる自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発の推進をはじめとした自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化、乗車用ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検整備及びタイヤへの反射機材の装着など、交通事故防止対策の実施の努力義務化が施行されることになりました。

笠松町では、従前より児童・生徒通学安全対策事業として、小・中学校の新1年生に対してヘルメット購入の補助を行い、自転車への安全対策の一環として努めてまいりましたが、本条例の施行に伴い、全町民に対する周知、啓発を行う必要があると再認識したところであります。既に、自転車での来館者が多い中央公民館の電光掲示板にて本条例の情報を掲載し、併せて6月の広報での班回覧でも周知しておりますが、今後、ホームページ、防災行政無線やSNSによる周知も予定しております。また、10月1日の周知期間終了後も、引き続き周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

防災体制について、避難所で密を避けた場合、どれくらいの収容世帯になるかのお尋ねでございます。

各学校の体育館の避難所収容人数は、笠松小学校体育館222人、松枝小学校体育館190人、下羽栗小学校体育館152人、笠松中学校体育館は505人であります。密を避けた場合は、間隔を2メートル空けるなど感染防止対策を施す必要がありますので、収容人数はそれぞれその約半数まで減少すると想定しています。また、学校校舎や公民館を含めた地域ごとの収容人数は、笠

松地域が3,946人、松枝地域1,694人、下羽栗地域1,194人、町全体では6,834人であり、全ての避難所で感染対策のための間隔を取ったと仮定すると、約半数の3,400人程度となると想定しております。

次に、災害対応や支援に女性の視点を生かす体制や対応についてのお尋ねでございます。

災害に対する備えは、自助・共助・公助の役割を理解し、連携しながら対応することが最も重要であり、災害時にはより近い地域での助け合い、議員が言われるような共助がとても重要となります。このことから、防災講演会や自主防災訓練などの機会を捉え、自助・共助の重要性の啓発に努めているところであります。その他、高齢者や要介護認定者などの避難行動に支援を必要とする方を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災会協議会と連携強化を図る共助の体制づくりにも取り組んでいるところでもあります。

また、避難所での生活では、女性を含め、乳児や妊婦、障がいのある方などの個々のプライバシーに配慮することが必要であると考えております。例えば笠松町には、子を持つ女性で構成し、親同士のつながりを強め、自助・共助への意識を高めるための様々な防災啓発活動を行っている団体があり、その団体活動への支援を行っています。また、このような団体、あるいは防災士会や消防団などへの女性の登用を進め、災害対応や支援に生かしてまいりたいと考えております。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 生活支援に関わるところで御質問をいただきました。給食費についてということをお尋ねされたというふうに思っておりますけれども、先ほど古田町長のほうが笠松町の考え方についてはお示しをしたとおりでございます。それを受けて、学校として、あるいは給食センターとしてどう取り組んでいくかという辺りをここではお答えをさせていただこうと思っております。

給食の材料費等を補助していただけることをお考えとして示していただいていることについては、大変ありがたく思っております。給食センターにおいては、食材のよさをやっぱり生かすということ、そして食材を大切に調理業務を進めるということ、そしてまた児童・生徒には、こうした事態であるということをきちっとやっぱり認識をした上で、子供たちも給食に向き合うという。具体的に言うと、感謝の気持ちを持ちながら、大切に残さず食べると。そうしたところも、町民を挙げてといいますか、そうした生活支援というものにつながっていくものだというふうに捉えております。教育現場としては、そんなような形の指導をしていきたいというふうに考えております。

続いて、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例についてお答えをさせていただきます。

本条例の目的は、自転車の利用に係る交通事故の防止、事故の被害軽減、被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現と記されております。本条例の制定に当たり、学校の努力義務も含めて、5月10日付で文書にて各小・中学校へ通知し、周知を図ったところでございます。本条例の特筆すべき点としましては、自転車の点検整備等、自転車保険の加入義務、そしてヘルメット着用の努力義務の3点がございました。今後、県から配付予定のリーフレットの活用も含めながら、広く周知を図ってまいります。

今回、こうして条例が制定をされましたけれども、学校においては、これまでも自転車点検であるとか交通安全教室、加入保険に関わる保護者向けの案内配付を行ってまいりました。小学校においては、運動場に道路等を作成して、警察、交通安全協会、あるいはPTA等の方々の協力を得て、実際に自転車で走行する交通安全教室を行っております。中学校においては、登下校時の様子について、全校生徒に啓発をすることを定期的、継続的に行っております。また、昨年度は、岐阜羽島警察署員による交通安全教室や、あるいはスタントマンによる事故の再現を見ることなど、事故の恐ろしさを実感できる機会を持ちました。

こうした営みの成果と言えるかどうか分かりませんが、昨年度、一昨年度に多く発生をしておりました、特に中学生の登下校時の自転車の事故が今年度ははるかに減少をしております。この指導とともに、地域の方々の見守りといいますか、そうしたこともありがたく思っております。地域住民の方からも、交差点で自転車の中学生が止まって、お先にどうぞと譲ってくれる姿に出会うことができ、大変うれしい気持ちになったという声もいただいています。交通ルールを守ることは、自分の命を守るとともに、他者への思いやりの心を育てることでもあるという道徳的な側面も大切にしたい指導を継続していきたいと考えております。

また、条例に規定されております学校長（学校）の努力義務として、自転車損害賠償責任保険等の加入確認については、笠松中学校の自転車通学者は、以前から自転車損害賠償責任保険等に加入している場合において通学の許可をしており、現在自転車通学者の全員が加入していると聞いております。本条例の制定は、児童・生徒への指導を後押しするものであると考えとともに、県民、町民全体の自転車の安全利用に関わる意識の高揚につながるものと考えますので、保護者メール等も活用しながら、子供を通してまた大人への周知を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） すみません。先ほどの答弁で少し言い間違いがありましたので、訂正させていただきますと思います。

子育て世帯や生活困窮者の支援についての答弁の中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の対象を、私、原則18歳以上と申し上げましたが、原則18歳以下の児童を持つというふうに訂正させていただきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず、生活物価の高騰がこれからまだどこまで進んでいくか分かりませんが、住民の暮らしには、相当な影響があるというふうに思いますが、町長さんの言われるように、その動きを見据えていただきながら、助成が進んでいくよう希望を申し上げて、これについては終わりたいと思います。

それから、防災体制についてですが、これまでは女性に特別な配慮というのが含まれていたのでしょうか。今のところ、笠松町はおかげでそんなに災害らしき形ではなかったと思うんです、これまでの中では。でも、今後の中で、今までとの違いでいえば、やっぱり女性の登用というのが重きを置かれる形も出てきているように思いますけれども、その点ではどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

議員さん御指摘のとおり、防災計画ですとか、避難生活を送る上で、女性の視点というのは非常に大切な部分であるというような認識を持っているところでございます。そのような中、先ほど町長が御答弁申し上げましたように、防災関連で特化した活動をしていただきます女性団体等もございませし、あと女性の消防団員の入団等もございませ。あと、町職員の中にもたくさん女性の女性もおりますので、そういった視点からの意見等を十分今後の防災対策に反映していくように努めてまいりたいと考えているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

今のところは、本当に笠松はおかげで災害の少ない形で、また笠松というところの誇りの一つでもあると思うんですが、木曾川の増水とか、その心配ぐらいで、あと山崩れがあるとか、崖崩れがあるとか、そういう心配のない町としても誇れる、住みやすい町だということも思いますが、でもやっぱり何が起こるか分かりませし、もう一つは、一番これからの問題で言えば、高齢化になっていく。その高齢者の見守りを強くお願いしていくことになるのではないかと思います、その点ではどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

議員さんの御質問の中でも、町民同士の助け合いでありますとか、御近所の付き合いを大切にしたというようなことをおっしゃってくださっております。まさにそのとおりで、自助・共

助という部分で、地域ぐるみでのそういった防災意識の向上ですとか、意識を高めるような行動につながるよう、自主防災会協議会等とも連携しながら、事業のほうを進めてまいれたらと思っております。

先ほど町長御答弁申し上げましたように、高齢者の方ですとか要介護認定者など、避難をするのに支援が必要となる方については、特に地域において個別の避難活動計画などを策定していただくことによりまして、災害時においても速やかに避難等ができるよう、地域ぐるみで取り組んでいただけるよう、町と一緒に考えてまいりたいというように考えているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしく願いいたします。

その把握というのは、それぞれの地域できちっとつかまれているのでしょうか、その点をお願いいたします。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） まず、対象者の把握についてでございますが、基本的には、災害対策基本法の中で、避難行動の要支援者については、市町村は名簿を作成する義務というのがございまして、町のほうとしては、有事に際してはそういった名簿を対象に支援をしていくということになります。

そういった中で、個々の対象者の方に通知を差し上げまして、同意を得られた皆さんについては、例えば関係機関で、平時から消防でありますとか、警察でありますとか、自主防災会、町内会ですね、とのそういった情報の共有をしてくださいというような同意を得られた皆さんについては、町のほうから各自主防災会のほうへ対象者の名簿なんかも提供しまして、平時からそういったような情報共有ですとか、有事の際には対応が可能となるような体制を現在取っているというような状況でございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ということでは、少なくともそれぞれの町内会長さんのところでは把握されているというふうに思っております。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） 議員さんおっしゃるとおりで、町内会長さんと、あと地域で活動していただきます民生委員さんにも情報の共有がなされているというような状況でございます。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。安心して、これからのいろんなのに対処していけると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、自転車についても、3歳ぐらいから大人に至るまで自転車を利用している状況だと思いますが、自転車保険の加入、私自体、自転車に乗りながら保険には加入していないので、これはやらなきゃいかな、10月までにはと思ったりしているんですけど、その点では、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

保険の加入についてでございますが、令和4年10月1日から義務化されます自転車保険加入につきましては、まず本人、または家族の加入状況の把握が大切だと思います。確認方法につきましては、自動車保険並びに傷害保険、さらには火災保険を契約している方であれば、その特約としまして付与されているかどうかで確認ができます。また、自転車保険に単体でも加入することは可能でございますが、その際の費用としましては、保険会社や契約内容にもよりますが、年間で2,000円から1万円程度であり、保険会社を選択する際にも特に制約はございませんので、県と提供及び協力しております保険会社の一覧表が県のホームページに掲載されておりますので、保険内容も含めまして、義務化までに確認、検討していただければよろしいかと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

ただ、そのことを町の広報などでも、そういう形でできますよというのは御案内をしていたけるとありがたいと思いますが、よろしく願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 周知方法でございますが、今後もホームページ並びにLINE等々で周知させていただきますとともに、先般JAさんのほうから反射材付のリストバンドをいただきまして、それに伴いまして、高齢者の方々につきましても、ふれあいサロン等々に出向きまして、御説明がてら周知させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。それでは、そのようにいろいろお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川島功士君） 引き続き一般質問を行います。

1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、みなと公園のイベントの今後についてということ質問させていただきます。

まず初めに、今回の質問の中に、先日行われました全員協議会にてもう既に企画部長が説明された部分も一部含まれております。重複するところもございますが、御了承いただきましてお聞きくださいませ。質問させていただきます。

先般3月に、みなと公園で民間が主体となり官民協働で行いましたかさまつm i n a T R Y というイベントが2週間にわたり開催されました。この開催目的は、今後の河川敷の利用であり、公園の利用から活性化につながる調査だったとも思われます。また、行政主体ではなく、民間との協働で行うことでの可能性を模索するものこの調査の一環であったはずで。私も、イベントには出店者の立場とお客としての立場、両方で参加させていただきました。

以前から、みなと公園には、特に週末になると多くの利用者があり、ファミリーにはとても人気でありました。バーベキューエリアが利用中止になったコロナ禍以降も、キャンプがブームとなったこともあってか、テントを張って休日を過ごす家族の光景などもよく見受けられました。ですが、みなと公園の近くには、コンビニやお店があまりなく、以前から、町民も含め利用者からは、キッチンカーや飲食販売の要望などよく耳にしておりました。今回、このイベントへ参加した立場で言いますと、早朝から夜までいろんなイベントが充実しており、非常に楽しいイベントであったなということも個人的にも思っております。その後、多くの町民から、もうあのようなイベントはやらないのですかというような声も聞きました。

そこで、まずイベントを受けて、アンケートを取られておられました。その結果、先日お伺いしたのですが、改めましてそのアンケートの結果はどのようなであったのかというのを改めてお聞きしたいと思います。といいますのも、もちろんみなと公園でやったイベントではあるのですが、来場者の反応であったりとか、笠松町以外の方が多く来られていたような気がするんですね。そういう方も多く来られていたのではないかなということも思っておりますので、その点もお聞かせください。

次に、今後のみなと公園でのイベントについての方向性ということをお聞きします。

これは、今回のような短期的なイベントということも含め、リバーサイドカーニバルやマルシェなど、そういうイベントも含めてですが、今後のイベントの管理という部分においては、例えばプロモーション協会が主体となって行っていくのかどうか。この間行われたかさまつm i n a T R Yは、民間の大日コンサルタントさんが企画運営されていたと思うのですが、リバーサイドカーニバルやマルシェとは切り離して考えられているのか、今後のイベント管理を全てにおいてどのようにお考えなのかをお聞きしたいです。

なぜなら、お客様の参加者や出店者への告知とか、また予約、中止になったことや延期になったことなど、そのようなことも含め、管理という部分をできればインターネット、SNSやホームページ、そういうシステムを使って行うことが今後必要になるのではないかなということをごく思うからです。イベントごとに、例えば管理者が替わって、個々で例えば今までやっていた商工会の青年部から情報をフィードバックしてもらったりとか、個々で封筒を出店者に送ったりとか、個々でチラシを出したりとか、すごく効率が悪いと思うんですよね。時間も労力もすごくかかると思うんです。

管理ソフトというものを利用して、LINEを利用するのか、別に開発するのかというのは別にしまして、できれば笠松町とか、プロモーション協会とかが一括して管理していくとか、民間が管理してもいいのですが、一括して管理していくということがすごく望ましいような気がします。今後のコロナ後の新しい生活環境の一つとして、みなと公園を利用する環境づくりを笠松町としても大きく考え、その上で町民の生活充実や町外から来場していただくことで、町内へお金を落としてもらおうということも大切なことになるのではないかなということも思うのです。

こういうことが可能になれば、現在休止中ではありますが、バーベキューエリアも予約制にして、有料で貸し出すことや河川環境楽園のように、手ぶらで来て、こんろや食材までも準備してもらえるような施設に生まれ変わるような可能性も広がると思うのです。先日行われた先ほどのminATRYでは、町内外から多くのお客様が来られていましたので、みなと公園イベントを今後積極的に構築していくおつもりがあるのかどうかを改めてお尋ねいたします。また、このみなと公園だけではなく、これも全協のときにも少しお聞きいたしました、北及にある運動公園にも同様の声が聞かれます。キッチンカーを含めた出店などを検討されているということをお聞きいたしました、そこでも予約システムなどは活用できるのではないかなということをお尋ねしております。

最後に、先日4月にプロモーション協会が主体として行われたマルシェが久しぶりに開催されました。またも、これは前日まで雨天で中止かと思われていたのですが、何とか開催できたということは本当によかったですし、それよりも雨にもかかわらず多くの方が参加されたということは、私も出店しておったんですが、すごくうれしかったです。コロナ禍で多くのイベントが各地で中止になっている中で、やはり町民の人も含め、皆さんは活気あるイベントを求めているのかなということをお尋ねいたしました。

そこで、今後のみなと公園のイベントでリバーサイドカーニバルや花火大会等もありますが、この辺は、先ほど關谷議員も質問なされまして、答弁の中にもイベント運営委員会が今後つくられ、検討されていくということをお尋ねしておりますので、ある意味割愛をさせていただきますが、リバーサイドカーニバルなども年々少なくなっているんですが、逆にリバーサイド

カーニバルを利用して、企業や団体などが多くブースを出されて、自分たちの活動を皆さんに知ってもらおうなんていうブースも多く出されていきました。そういう団体や企業などは、年間計画を組んだりとかもしていますので、早くリバーサイドカーニバルをやれるのかどうか、また私たちが出せるようなブースが本当にまたつくってもらえるのかどうか、その辺もすごく心配なされているようなんですね。なので、企画運営等はイベント運営委員会のほうに任されると思うのですが、早くそのような方向性を打ち出していきたいと存じます。

イベントに関しては以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、マスク着用についてどのようにお考えかというのを質問させていただきます。

先月、初めて政府からマスク着用についての考えが示されました。特に子供たちの学校生活、熱中症対策を含めたマスク着用は問題視されてもいます。政府が示された野外や屋内でも人と距離を保てる時、話すことがあまりないときはマスクを外しましょうという方向性を出されましたが、日本人は特に体裁を気にします。自分の健康よりも人からどう思われるのかとか、あの人がしているから私もするというような感じです。

今、この議場でも、皆さんマスクの着用されておられますよね。強要するわけではありませんが、話さないのであれば外すことはできますよね。空気感染はしないと言われていまして、今話さないのであれば、感染することはほぼないと思います。ただ、今、皆さんマスクを外せますか。慣れとは怖いもので、いざ外そうとするとまだ抵抗があったりするものです。特に私が今一番心配しているのは子供たちです。先日、学校にお尋ねしましたら、屋外の遊びや体育の授業、また登下校でも既に強制はしておらず、できる限り人気のないところや話さないところでは外しましょうと言っているそうですが、あまり外そうとしない子供が多いようです。子供でも人目を気にしたりとか、親に言われるからなんて思っている子供も多いような気がします。

私たちは、2年以上もコロナと生活を共にしてきたわけですから、何が危なくて、どこでなら外せるのか、もう既に個々が分かってきたと思うのです。ただ、子供たちは、ある程度決めごとをつくってあげないとやらないのではないのかなというふうに思います。学校生活でも、危ないのは、特に給食の食べる時だと思うのです。であれば、例えば給食前は手洗い、消毒はもちろんなんですが、例えば授業中マスクを外していたのであれば、給食前にみんなで机を消毒するとか、そのような活動ルールを決めてあげれば、一緒に外せるのではないかなということをおもうのです。

コロナも怖いですが、熱中症もすごく怖いと思います。酸素不足による障害や肌が荒れるということであったり、口が見えないとか、表情が見えないということで、コミュニケーション不足がすごく今懸念されています。もちろんコロナを軽視しているわけではありません。厚生労働省や文科省もコロナ対策を念頭に置き、できることから始めましょうということをお言

われています。

そこで、改めまして教育長にお尋ねいたします。政府のような推奨しますということではなく、できれば、笠松ルールをつくって実行してあげてほしいんです。推奨しますとか、できる子はやりましょうとかでは、なかなか子供たちは行動できないのではないかなと思うのです。もちろん反対者もいるとは思いますが、難しいことではあるというのは重々理解しておりますが、ぜひお考えをお聞かせください。もし、笠松町から正式に通達がなされないと、それは難しいよということであるのでしたら、町長、ぜひお考えをお聞かせください。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、2時30分まで休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからの御質問に対する答弁をさせていただきます。

社会実験かさまつm i n a T R Yについてであります。

今回のかさまつm i n a T R Yは、リバーサイドタウンかさまつ計画のバージョンアップを図るものとして、令和2年度に実施した官民連携手法検討調査に基づき、民間活力によるみなど公園のさらなる利活用の可能性を探るための社会実験でした。みなど公園の付加価値や集客力の向上、河川敷の民間利用方策を検討するため、大学教授や地元町内会、商工関係、活動団体の方々などから構成される木曾川・笠松エリア利用調整協議会にて事業内容を検討し、協議会の関係者や本計画へ関心が高かった企業などを中心にお声がけをして、それぞれの事業者ができることを無理なく運営するスモールスタートの形で実施しました。

今回、各参加事業者が搬入から運営、撤収まで責任を持って担い、入り口や倉庫の施錠、ごみの管理などを全てお任せしましたが、これといったトラブルもなく、これまで行政が全て立ち会って運営するスタイルから、民間主導スタイルへの移行も可能なのではとの結果も得られたところでもあります。

アンケートについては、会場に来られた一般の方と参加事業者の方よりヒアリングなどを実施し、先日の全員協議会のかさまつm i n a T R Y実施概要の中でも一部御説明しましたが、来場者の内訳は、笠松町民の方が6割、残りは県内近郊の方であり、家族、子供連れが約7割を占め、笠松町及び近隣市町の子育て世代の休日利用の集客につながったと考えております。来場者の感想であります、9割の方より「とてもよい」「よい」との評価をいただき、ほぼ

全ての方が「今後このような事業を継続するのであれば、再度みなと公園を訪れたい」との意見でした。また、高評価の約2割の方は、自らのSNSにこのm i n a T R Yでの体験を投稿しており、来場者による情報拡散の効果もあったものと想定しております。

最後に、このみなと公園における官民連携の継続性を大きく左右する参加事業者の収益性については、乗馬やSUP体験といったアクティビティー系は、関係するスタッフが数多く必要、コロナにより参加人数を制限したことなどにより採算性はあまりなく、単独での黒字化は難しい状況でしたが、飲食系は少ないスタッフ人数で対応でき、準備、撤収も短時間で可能なことから、採算性は十分見込めるとの反応でした。また、参加事業者の事後アンケートによると、おおむね満足のいく結果であり、さらなる公園活用の可能性が期待できる反面、天候などによる急な変更の周知方法や、長期の社会実験では周期性や購買力が低下するのではといった懸念事項も洗い出されました。

これらを踏まえ、今年度実施する社会実験は、各季節に適したコンテンツの可能性を探るべく様々なタイプのものを実施し、今回の参加事業者や協議会関係者に加え、一般募集による新たな事業者も募り、民間連携を広げてまいりたいと考えています。

続いて、イベント管理や運営についてのお尋ねでございますが、かさまつm i n a T R Yは、本事業の趣旨に賛同した事業者が利用料や売上料のみの収益で参加しており、役場とコンサルタント会社は、事務局として全体の管理及び安全確保、情報発信といった役割分担にて運営いたしました。これは、みなと公園において、常時営利活動が可能となる都市・地域再生等利用区域の指定後を見据えた体制構築の試験運用も兼ねておりましたが、特に大きなトラブルもなく実施できたため、今後の社会実験では、さらに民間主導のスタイルを強めてまいりたいと考えております。

今回の運営管理に当たっては、事務局と事業者側でL I N Eにて情報共有を図り、開催告知や出店の中止、変更などは、主にSNSの活用にも努めたことにより急な変更にも対応でき、多くの方には情報が届いたものと考えております。今回の運営手法を見直し、今後はさらにスマートフォンによるSNSを活用し、事業者と利用者の双方が速やかに分かりやすい情報の提供、入手ができる仕組みを確立していきたいと考えています。そのためには、町の公式L I N E登録者やSNSのフォロワー数を増やし、町内外に向けた情報発信力の強化に努めるとともに、それぞれのツールの特性を生かした手法や内容などについても研究してまいります。

また、みなと公園の都市・地域再生等利用区域指定後に、公園内における営利活動を統括する運営団体の設立も考えており、民間感覚を持った団体の経営戦略により、みなと公園の活性化を図っていければと考えています。現段階では未定ではありますが、新たなN P O団体の設立、あるいは指定管理やP a r k - P F Iといった手法で管理運営していくのか、今後の社会実験において、民間主導による運営体制の確立に向けた取組も実施してまいります。

そのような中、公園施設の有効活用の検討として、現在利用を中止しているトンボ広場の再活用も期待でき、今まで誰もが無料で利用できるバーベキュー場の在り方も改め、予約制や有料制の実現、マナー遵守の利用も可能となるのではないかと考えています。運営団体とは、トンボ広場の設置経緯やこれまでの課題点などを情報共有し、再活用に向けた検討をしてみたいと思います。

加えて、みなと公園のイベントエリアとして、優位性を生かす手段についても検討し、まずはm i n a T R Yを発展させた形で実施するとともに、従来のリバーサイドカーニバル、かさマルシェといった既存イベントと連携した公園利用についても検討を重ねてまいります。運動公園のキッチンカーなどの出店については、全員協議会で説明しましたとおり、つき山改修工事が完了する11月頃に合わせて、キッチンカーなどによる飲食、物販の開始を検討しております。みなと公園と同様、にぎわいと町内ビジネスの創出に向け取り組んでまいります。

今後のイベントについてであります。先ほど關谷議員の一般質問で答弁したとおりでございますが、先日開催されたイベント実行委員会において、今年の笠松川まつりの開催見送りを正式に決定されましたが、この秋のリバーサイドカーニバルは、3年ぶりに開催する方向で準備を進めるとのことです。今回は、かさマルシェとの共催とし、カップルやヤングファミリーをターゲット層に加えたこれまでとは違ったスタイルを計画されています。また、来年の春まつりや川まつりについても、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた内容で開催できるよう検討されることが決定されました。

続いて、マスクの着用について、学校生活において、マスク着用について町から通達することについての考えについてお答えしますが、地域の学校教育は教育委員会の事務であり、教育委員会は首長から独立した行政機関であることから、町からそういった通達を行うことは難しいと認識しております。以上であります。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 間宮議員の学校生活において、マスク着用をどのように考えるかについてお答えをいたします。

このことに関しましては、羽島郡二町教育委員会からの6月1日付文書にて、厚生労働省、文部科学省が作成をしました子どものマスク着用についてのリーフレットを添え、学校を通して保護者にお知らせしたところでございます。このリーフレットには、屋内、屋外、学校生活に分け、マスク着用の必要がない場面が上げられております。さらに、気をつけるポイントとして、夏場は熱中症防止の観点から、マスクが必要のない場面ではマスクを外すことを推奨します。マスクを着用しない場合であっても、引き続き、手洗い、密の回避等、基本的な感染対策を継続しましょうと記されております。

また、5月下旬の状況でございますけれども、羽島郡の感染状況は高止まりが見られており

ました。学級閉鎖の措置を取る学校もございました。こうしたことから、保護者には、体調管理であるとか、あるいはマスク着用、手指衛生、3密の回避など、基本的な感染防止対策を継続することや、感染が疑われる場合には、登校を控えることも併せてお願いをしているところでございます。

そうした中ですが、羽島郡二町教育委員会では、基本的な感染防止対策を取りながら、マスク不要な状況であれば積極的に外すこと、そして熱中症とコロナ対策では、熱中症対策を優先すること、この2つを基本的な考えとして進めていきたいと考えております。このことが保護者、子供たちにも周知徹底されるよう、改めて本日付で学校には通知をいたしました。

ここからは、子供たちにつけたい力といいますか育てたい力と絡めまして、少しコロナ感染防止に関わることでお話をさせていただきます。

これまでも、新型コロナ感染防止に向けた指導では、新型コロナウイルスがどのように感染していくのか、その事実を子供たちに知らせ、感染を防止するにはどのようなことをすればよいか考える。そうしたことを通して、対策の必要性であるとか、あるいは方法の理解、そして状況に応じて自分で考え対応できる力を育むことを目指してまいりました。

一つの基準を示すことにより、それに従い行動すればよいのですが、例外や基準に合わない言動が見られたときには、意見が分かれて不協和音が生じます。本来、自己責任であるべきものが他に責任を求めることにもつながります。昨今、こうすればよいという方法を求めることが多くあります。なぜ、どうしてと考える機会が少なくなっているようにも思います。大切なことは、根幹を見失うことなく対応することであり、その場面や状況下で考えたり、あるいは助言をしたりする教育こそ、これから先の不透明な時代を生き抜く力を育むことができるものというふうに考えております。

こうしたことから、感染の根拠に基づく判断基準につきましては、児童・生徒への理解を促しますが、この場所では、あるいはこの時間ではこうしようというルールを示すのではなく、その状況に応じて考えさせたり、助言したりしながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 御答弁ありがとうございます。

町長からも教育長からも私の質問に対して本当に前向きに御答弁をいただき、改めて質問することは別にはないのですが、実は私この質問をする前に、先ほども言いましたが、出店者である私がこのような質問をしてもいいのかなというのは少し悩んだんですね。ただ、出店者でもあり、またお客でもあり、また議員でもあるという立場で、多方面からこのイベントに対して考えることができるのは私ぐらいかなということも考えたので、改めて質問という形でさせて

いただいたわけです。

その中で、やはり出店者という立場で、出店者の仲間たちとも話すことが多々あります。その中で、一部の人間はもちろん利益のことしか考えていない出店者もいるのですが、ほとんどの出店者は、そのイベントであり、また来てくれるお客様の方々のことをすごく考えた上で出店している人たちが多いです。そういう意味では、このイベントを何とか成功させようよ、何とかできるようにしようよということを考えている出店者もすごく多くて、そういう意味では、これからやはり運営していく、もちろん民間になるのか、これが行政になるのか、その辺もまた今後考えていくことになると思うのですが、出店者の協力というのはもちろん運営側も必要になってくると思いますし、逆に出店者側としても、イベントをしっかりと理解した上で出店していくということも今後すごく大事になってくる。いわゆる連携がすごく大事になってくると私は思っております。

その中で、先ほどシステム化という、SNS等を使ってとか、予約システムとか、そういうようなお言葉も少しいただきましたので若干安心はしておるんですが、例えば先ほども少し触れられていましたみなと公園のバーベキューエリア、先日の全協のときでも廃止するというような意向であったりとか、ほかの議員さんの中からも廃止に賛成だという声もお聞きしてはいたんですが、賛成とか反対とかということではなくて、ある意味、いろんな問題点が出ているよと。例えばごみをいっぱい捨てちゃっているよとか、油物をどんどん捨てちゃっているよというような声をすごく聞きました。

聞いた中で、やはり私は、ある意味、予約というか、そういう有料化になってもいいので、予約を取るとか、いわゆる名前であり、住所であり、電話番号であり、そういうものをきちっと明記することで、ある程度軽減できるんじゃないかなということもすごく思ったんです。何でも廃止とか、禁止とか、そういうことをするのはすごく簡単ではないかもしれませんが、楽だと思えるんですけど、やはりできることなら、何とかできるように、実行できるように考えていきたい。それがひいては町民のためであったり、利用者のためになるんじゃないかなということもすごく私も思うのですが、その辺りは町長どのように思われますか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） いわゆるバーベキュー広場、トンボ広場の件ですが、廃止、禁止というふうな捉え方というよりも、むしろ業態変換というふうに考えていただいたほうがいいかなと思います。正直申し上げまして、無料で使うことによっていろんなマナー違反があり、また予約といっても、非常にシステムが難しい部分が、かねてより私が議員時代からあそこを予約制にしたらどうかという話もあったんですが、そのためにシステムを構築したり、人を配置するとなると、費用対効果的にもそれはちょっと難しいであろうということと、もう一つ忘れてはいけないのは、オアシスパークさんがBBQ CANVASという商売というか、そういうビ

ジネスをされています。笠松町は出資者で私も役員として出ています。

言うなら、民業圧迫にもつながりますし、例えばよそのところで聞いているところだと、バーベキューをやる場合、手ぶらじゃなく、来ても食材は地元の業者さんから買うというようなシステムのものもあるんですが、なかなか今の現状ではそういったことも、地元のお店というのなかなか今ぱっと思い浮かぶこともないですので、取りあえず今この無料バーベキューではなく、別の方向で、そこでキッチンカーなり、あるいは今回みたいにオアシスパークがやられた焚火カフェのような新たな、そういったイベントスペースとして使っていただく、そういうことを実証実験としてやってみて、そこで利用者の反応とか、そして出店された方がそこで少しでも採算を取ってもうかる状況でしたら、それはそれでやっていきたいと思います。

やはりこういったものはウィン・ウィンでなければいけないと思います。我々が一方的にサービスを提供してどうだと言っても、実際参加される方が、先ほどもアクティビティーがなかなか採算性が取れないという話がありましたが、やはりそこでやるからには、多分議員のお店もそうだと思います。ボランティアじゃ、一時はいいかもしれませんが、これを5回、10回続けて赤字ばかりだったら、多分参加にちゅうちょされると思います。

なので、私のこれはあくまでも個人的な考えですが、私たちもそういうふうにして民間で活用してもらうことによって、ある程度、行政主導から民間主導へする、利用者の方も喜ぶ、そして何よりも事業者の方もそこである程度収益が見込める、そういった場にしていくべきではないかと考えておりますので、また今後社会実験が続きますので、その中でよりよい方向を模索していきたいとは思っています。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。本当に今答弁いただいたそのとおりであると思います。

そういう意味でも、例えば3者があるとなれば、もちろん来てくださるお客さんのことを一番に考える、これは当然大事な一番になると思うんですが、その運営者側、また出店者側、そのお客様、その3方全てがやはり今言われたとおりウィン・ウィンになるような姿というのが、やはりいつも町長がおっしゃられる公園をよりみんなが楽しく有意義に過ごせる公園に生まれ変わる、その一つになっていくと思いますので、ぜひ本当によろしくお願ひしたいと思います。

ただ、1点、もう一つだけ、今の管理という部分で、もう一つちょっと懸念するところがあるのでお聞きしたいんですが、トンボ広場ではなく、トンボ池のほうになるんですけど、あそこでも同じように無料でバーベキューをやっていたり、キャンプをやっていたりする姿がよく見られます、ファミリーとかで。なので、同じく予約というか管理という部分の中で考えた

際に、今のバーベキューコーナーがいろんな悪い状況になったということも、無料だから、管理していないからなってしまったということもあると思うので、そういうふうになる前に、私はトンボ池の周りでキャンプをやっている方々も、もちろん有料にするのが全てだと思いませんけれど、ある程度管理する必要があるんじゃないかなとちょっと思うのですが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） トンボ池周辺の芝生広場の管理につきましては、今現在、確認しておりますと、ごみの放置、直火炊き等々は見受けられませんので、まずもって注意看板を立てたりしまして、ルールの徹底をまずもってさせていただきたいと思っております。その後、またみなと公園とともにいろんなケースが考えられますので、その際にはまた御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。既にそのような考えの下、動いていただいているということで安心させていただきました。

何度も申し上げますが、運動公園もそうです。みなと公園もそうです。今のトンボ池もそうです。笠松町にはすごく豊富な財産があるなということを改めて実感しております。今、ウィズコロナ、アフターコロナという言葉が言われておりますが、まさに公園で遊ぶであったりとか外で遊ぶということは、このアフターコロナにおいて当たり前になってくるものだと思いますし、それが今笠松町にこのような立派な公園があり、広場がありということは、嫌な言い方かもしれませんが、ある意味、利用する、そんな必要があると思います。笠松はこんなにいい財産があるわけですから、これを本当に町民、また町外の人にも楽しんで利用していただける、そんなものにしていかなくては絶対いけないと思います。

余談にはなるんですけど、今みなと公園にはいろんな禁止項目がいっぱい貼ってありますよね。子供たちの中では、禁止公園なんて言われているんですよ。すごくもったいないですよ。禁止公園なんていうレッテルが張られるのではなくて、本当に何でもできる公園で、楽しい公園だと言ってもらえる公園になることを本当に願ひまして、今後期待しております。どうぞよろしくをお願いします。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（川島功士君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 2 時55分

